適格合併等に係る合併法人等の調整後の 控除未済外国税額及び控除未済税額控除 不足額相当額の計算に関する明細書

事業年度			法	
又は連結			人	
事業年度	•	•	名	

被合併法人等の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額のうち当該法人のものとみなされる金額の計算

適格組織再編成の別	:	適格合併	•	適格分割	•	適格現物出資
-----------	---	------	---	------	---	--------

適格組織再編成の日:・・・・・

被合併法人等	の名称:						
被合併法人 等の事業年 度又は連結 事業年度	被合併法人等の控除未済 外国税額及び控除未済税 額控除不足額相当額	分割法人等の調整国外所 得金額又は個別調整国外 所得金額		②のうち当該法人が移転 を受ける事業に係る部分 の金額		当該法人の控除未済外国 税額及び控除未済税額控 除不足額相当額とみなさ れる金額 ①又は 10 × $\frac{3}{2}$	
	1)	2		3		4	
	H		円		円	円	
• •							
• •							
• •							
• •							
• •							
• •							
	当該法人の調整後の控係		 国税額及び控除未		 頼出額の)計算	
当該法人の 事業年度又 は連結事業 当該法人の控除未済外国税額 控除未済税額控除不足額相当 (前期の第20号の4様式の®)		当額	á額 控除未済税額控除不足額相当額と		当該法人の調整後の控除未済外国 税額及び控除未済税額控除不足額 相当額 ⑤+⑥		
年度	(5)		6		7		
	Н		H		円		
• •							
• •							
• •							
• •							
• •							
• •							
• •							